

派遣契約書

業 務 名	経営支援事業等に係るＯＡ機器操作等人材派遣業務
契 約 期 間	令和 8 年 4 月 1 日 から 令和 9 年 3 月 3 1 日 まで
契 約 金 額	1 時間当たり 円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円)
契約保証金	

上記の業務について、派遣先と派遣元は次の条項により派遣契約を締結する。

本契約の成立を証するため、本書 2 通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自 1 通を保有する。

令和 年 月 日

派 遣 先 住 所 堺市北区長曾根町 1 8 3 - 5
名 称 公益財団法人堺市産業振興センター
代表者 理事長 利國 信行

派 遣 元 住 所
名 称
代表者

(総 則)

第1条 派遣先及び派遣元は、「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」(以下「労働者派遣法」という。)に基づき、派遣元が雇用する労働者を派遣先に派遣するにあたり、労働者派遣基本契約(以下「本契約」という。)を締結する。

2 本契約における期間の定めについては、契約書類に特別の定めがある場合を除き、民法(明治29年法律第89号)及び商法(明治32年法律第48号)の定めるところによるものとする。

3 本契約の履行に関して派遣先と派遣元との間で用いる言語は、日本語とする。

4 本契約書に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。

5 本契約の履行に関して派遣先と派遣元との間で用いる計量単位は、契約書類に特別の定めがある場合を除き、計量法(平成4年法律第51号)に定めるところによるものとする。

6 本契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

7 派遣先及び派遣元は、本契約 仕様書及び提案書に従い、この契約を履行しなければならない。
(労働者派遣法等)

第2条 派遣先及び派遣元は、派遣労働者の派遣又は受入れにあたり、それぞれ労働者派遣法その他関係諸法令を遵守する。

(個別労働者派遣契約)

第3条 派遣先及び派遣元は、派遣元が派遣先に労働者派遣を行う都度、労働者派遣法及び同法施行規則等の定めに基づき、派遣労働者の従事する業務内容、就業場所、派遣期間、その他労働者派遣に必要な細目について労働者派遣法第26条第1項に規定する労働者派遣契約(以下「派遣契約」という。)を別紙細目にて定める。

(本契約の適用)

第4条 本契約に定める事項は、本契約の有効期間中、特に定めのない限り、派遣先と派遣元において別途締結する個別の労働者派遣契約に適用する。

(派遣料金)

第5条 派遣先は、派遣契約に基づく派遣業務(以下「業務」という。)の対価として、派遣元に対し、派遣料金(各契約金額から取引に係る消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)の額を除いた単価に実働時間数を乗じた合計額に消費税等の税率を乗じたものをいう。以下同じ。)を支払うものとする。

2 1日の実労働時間が8時間を超えて勤務した場合及び1週40時間の法定労働時間を超えて勤務した場合は、派遣料金に25%を乗じた額を相当する金額を当該割増料金として、派遣先に請求することができるものとする。

3 前項の時間外派遣が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、前項の規定にかかわらず派遣料金に50%を乗じた額を相当する金額を当該割増料金として、派遣先に請求することができるものとする。

4 個別契約に定める就業日以外に勤務した場合は、派遣料金に35%を乗じた額を相当する金額を当該割増料金として、派遣先に請求することができるものとする。

5 前項における勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、前項の規定にかかわらず派遣料金に60%を乗じた額を相当する金額を当該割増料金として、派遣先に請求するこ

とができるものとする。

6 年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）の日についても前2項と同様の割増料金として、請求することができるものとする。

7 派遣先の責めに帰すべき事由により派遣労働者を業務に従事させることができない場合、派遣先は、派遣元に対し当該業務が行われたものとして、派遣契約に基づく派遣料金を支払うものとする。

8 就業日毎の派遣料金の計算に当たっては、端数時間はすべて1分単位とする。

9 派遣元は、毎月の派遣実績に応じ、労働基準法上認められている端数処理方法を明示して、当月末日までの派遣料金1円未満の端数が生じた場合は、端数を切り捨てた額を翌月10日までに派遣先に請求するものとする。

10 派遣先は、前項の規定による請求を受けたときは、支払請求を受理した日から30日以内に派遣元に支払わなければならない。

（出張旅費）

第6条 出張により発生した交通費については、派遣労働者が立て替えるものとし、派遣元は、派遣労働者へ実費精算を行った後、派遣料金と併せて派遣先に請求するものとする。ただし、近隣への出張に対しては、派遣先が事前に貸与するプリペイドカード等をもって精算することができるものとする。

（年次有給休暇）

第6条の2 派遣元は、派遣労働者から年次有給休暇の申請があった場合には、原則として、事前に派遣先へ通知するものとする。

2 派遣先は、派遣労働者の年次有給休暇の取得に協力するものとする。ただし、通知された日の年次有給休暇の取得が業務の正常な運営に支障をきたすときは、派遣先は、派遣元にその具体的な事情を明示して、派遣元が当該派遣労働者に対し取得予定日を変更するよう依頼すること又は必要な代替者の派遣を要求することができる。

（法令上の責任等）

第7条 派遣先及び派遣元は、派遣労働者の業務就業に関し、労働基準法(昭和22年法律第49号)、労働者派遣法(昭和60年法律第88号)、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)、職業安定法(昭和22年法律第49号)、最低賃金法(昭和34年法律第137号)、健康保険法(大正11年法律第70号)、厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)、雇用保険法(昭和49年法律第116号)その他関係法令を遵守するとともに、労働基準法等の規定を遵守し、派遣労働者の労働条件、安全衛生の確保に努めるべく、派遣先及び派遣元の関係者に対し、労働基準法その他関係諸法令を周知徹底させるものとする。

2 派遣先及び派遣元は、労働者派遣法の定めるところに従って、労働基準法、労働安全衛生法及びその他関係諸法令上の使用者としての責任を負うものとする。

（苦情処理）

第8条 派遣先及び派遣元は、派遣労働者から苦情の申出を受ける者を定めるとともに、速やかにその内容を相手方に通知し、緊密な連携の下に、苦情その他派遣労働者の就業に関し生ずる問題の適切かつ迅速な処理、解決に努めるものとする。

- 2 派遣先は、派遣労働者に対するセクシュアル・ハラスメント及び妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントの防止及び解決手続に関して周知徹底するものとする。

(派遣先指揮命令者等)

第9条 派遣先は、派遣労働者を直接指揮命令する指揮命令者を選任する。派遣先の指揮命令者は派遣業務の遂行について派遣契約に定める事項を遵守して派遣労働者を指揮命令し、派遣業務以外の業務に従事せしめないようにしなければならない。

- 2 派遣先は、派遣先の指揮命令者及びその他派遣先が使用する者が派遣労働者に対して行う指揮命令等により生じた事項について責任を負うものとする。

(派遣先責任者、派遣元責任者)

第10条 派遣先及び派遣元は、自己が雇用する労働者の中から、各々の事業所ごとに法令で定める人数の派遣先責任者、派遣元責任者を選任し、相互に連携して派遣労働者から申出を受けた苦情の処理、派遣先派遣元間の連絡調整その他労働者派遣法第41条及び第36条で定める事項を行わせなければならないものとする。

(派遣労働者の選定)

第11条 派遣元は、派遣契約に基づき派遣労働者を派遣先に派遣するに当たっては、業務の遂行に必要とされる技術、能力、経験等を有する者を選定するよう努めなければならない。

(派遣労働者の特定等)

第12条 派遣契約に基づく派遣労働者の選任は派遣元が行うものとし、派遣先は派遣契約を締結するに際し、派遣労働者を特定することを目的とする行為（受け入れる派遣労働者を選別するために行う事前面接、履歴書の送付要請、若年者への限定、性別の限定、派遣労働者の指名等）をしないように努めなければならない。

- 2 派遣元は、前項の行為に協力してはならないものとする。ただし、派遣労働者又は派遣労働者となろうとする者の判断で行う、派遣先又は派遣予定先への派遣就業開始前の事業所訪問についてはこの限りではない。

(派遣労働者の交替等)

第13条 派遣労働者が就業するにあたり、ほかの業務従事者と連携できない、遵守すべき業務処理方法並びに服務規律及び指導等に従わない場合、又は業務処理の能率が著しく低く労働者派遣の目的を達し得ない場合、派遣先は派遣元にその理由を示し、派遣労働者への指導、改善、派遣労働者の交替等の適切な措置を要請することができる。

- 2 前項の規定による要請があった場合、派遣元は当該派遣労働者への指導、改善、派遣労働者の交替等、適切な措置を講ずるものとする。

- 3 派遣元及び派遣労働者の事情により派遣労働者の交替を要する場合、派遣元は派遣先に対し事前にその理由を通知し、派遣先の承認を受けるものとする。

- 4 派遣労働者の傷病その他、やむを得ない理由がある場合、派遣元は派遣先に通知して派遣労働者の交替を要請することができるものとする。

- 5 派遣先が派遣元に対し派遣労働者の交替を要請した場合、派遣元が正当な理由なくそれに応じず、当該交替要請にかかる派遣労働者が派遣就業場所に出勤し続けた期間又は派遣労働者が就労しない期間が30日を超えた場合は、その超えた期間について、派遣先は派遣料金を支払わない

ものとする。

(業務上の災害等)

第14条 派遣元は、派遣労働者の業務上災害、通勤途上災害について、労働基準法に定める使用者の責任及び労働者災害補償保険法に定める事業主の責任を負う。

2 派遣先は、派遣元の行う労災申請手続等について必要な協力をしなければならない。

(派遣契約期間中の中途解除等)

第15条 派遣先がやむを得ない自己の都合により派遣契約の中途解除を行う場合、少なくとも30日以上前にその旨を派遣元に通知するとともに、残余期間について当該派遣労働者に代替の派遣就業機会を確保するものとし、これができない場合には、残余期間の派遣料金を派遣元に支払うものとする。

2 派遣契約の期間にかかわらず、派遣契約の更新を繰り返して1年を超え、当該派遣契約を更新せずに終了する場合には、派遣先は、派遣元に対して当該派遣契約の期間満了の30日前までにその旨の予告を行うものとする。

3 派遣元は、その責めに帰することができない理由その他正当な理由により、業務を履行できなくなったときは、直ちに派遣先にその旨を明示して、その指示を求めなければならない。

(紛争の処理解決)

第16条 派遣労働者が業務の遂行に当たり、派遣元又は派遣労働者の故意若しくは重大な過失により、派遣先又は第三者に人的、物的損害を与え、紛争を生ぜしめたときは、派遣先は、速やかにこれを派遣元に報告することとし、原則、派遣元の責任と負担において処理解決するものとする。ただし、派遣労働者に対する指揮命令の過失その他派遣先の責めに帰すべき事由による場合又は派遣元の派遣労働者の選任及び監督について法の定める派遣元としての義務を遵守し、かつ、派遣元として相当の注意をなしたとしても損害が生じたと認められる場合は、この限りではない。

(派遣労働者に関する個人情報の保護)

第17条 派遣先及び派遣元は、業務上知り得た派遣労働者の個人情報について、合理的な理由なく派遣先及び派遣元の職員又は第三者に開示、漏洩してはならないものとする。

(秘密の保持)

第18条 派遣元は、本契約に関し、業務上知り得た事項について、その取扱い及び管理を適切に行うために必要な措置を講ずるとともに秘密の保持に努め、当該事項を他に漏らしてはならない。本契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

(権利義務の譲渡等)

第19条 派遣元は、本契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、又はその権利を担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、派遣先の承認を得た場合は、この限りでない。

2 派遣元が前払金の使用や部分払等によってもなお本契約の業務の履行に必要な資金が不足することを疎明したときは、派遣先は、特段の理由がある場合を除き、派遣元の本契約から生じる債権の譲渡について、前項ただし書の承諾をしなければならない。

3 派遣元は、前項の規定により、第1項ただし書の承諾を受けた場合は、本契約から生じる債権の譲渡により得た資金を本契約の履行以外に使用してはならず、またその用途を疎明する書類を派遣

先に提出しなければならない。

（不当介入に対する措置）

第20条 派遣元は、本契約の履行に当たり暴力団員又は暴力団密接関係者から、暴排条例第2条第1号に規定する暴力団を利することとなるような社会通念上不当な要求又は契約の適正な履行を妨げる行為（以下「不当介入」という。）を受けたときは、直ちに派遣先に報告するとともに、警察に届け出なければならない。

2 派遣先は、派遣元が派遣先に対し、前項に規定する報告をしなかったときは、暴排条例に基づく公表及び入札参加停止を行うことができる。

3 派遣先は、派遣元が不当介入を受けたことにより本契約の履行について遅延等が発生するおそれがあると認めるときは、派遣元が第1項に規定による報告及び届出を行った場合に限り、必要に応じて履行期間の延長等の措置をとるものとする。

（関係書類の提出等）

第21条 派遣元は、この契約に基づく業務の実施にあたり、次の書類（派遣先の指定する様式によるものをいう。）を派遣先に提出しなければならない。

（1）秘密の保持に係る誓約書

（2）業務従事者届

（3）業務従事者からの情報の保護に関する誓約書

（4）セキュリティ等に関する社員教育の実績書及び計画書

2 派遣先は、前項各号に掲げる書類のほか、業務に関し必要な関係書類を派遣元に提出させることができる。

3 派遣先は労働者派遣法に定められた情報提供の項目を派遣元に提供しなければならない。

（派遣先の催告による解除権）

第22条 派遣先は、派遣元が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは本契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行が本契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

（1）第19条第3項に規定する書類を提出せず、又は虚偽の記載をしてこれを提出したとき。

（2）正当な理由なく本契約を履行しないとき、又は契約期間内に履行の見込みがないとき。

（3）本契約の履行に当たり派遣先の指示に従わないとき、又はその派遣先の職務の執行を妨げたとき。

（4）派遣元として必要な資格が欠けたとき。

（5）契約履行上の過失又は不手際が度重なったとき。

（6）前各号に掲げる場合のほか、本契約に違反したとき。

（派遣先の催告によらない解除権）

第23条 派遣先は、派遣元が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに本契約を解除することができる。

（1）第19条第1項の規定に違反して本契約から生じる債権を譲渡したとき。

（2）第19条第3項の規定に違反して譲渡により得た資金を当該業務の履行以外に使用したとき。

- (3) 本契約の履行を完了させることができないことが明らかであるとき。
- (4) 派遣元がこの契約の債務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (5) 派遣元の債務の一部の履行が不能である場合又は派遣元がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (6) 契約の性質や派遣先の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、派遣元が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (7) 前各号に掲げる場合のほか、派遣元がその債務の履行をせず、派遣先が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (8) 暴力団員又は暴力団密接関係者が経営に実質的に関与していると認められる者に本契約から生じる債権を譲渡したとき。
- (9) 派遣元が第26条の規定によらないで本契約の解除を申し出たとき。
- (10) 派遣元が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められるとき。
- (11) 契約履行上の重過失があったとき。
- (12) 本契約の締結又は履行について不正な行為を行ったとき、又は不正な行為を行ったおそれ非常に強いとき。

(派遣先の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第24条 第22条各号又は前条各号に定める場合が派遣先の責めに帰すべき事由によるものであるときは、派遣先は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(派遣先の損害賠償請求等)

第25条 派遣先は、派遣元が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を派遣元に対し請求することができる。

- (1) 履行期間内に業務を完了することができないとき。
 - (2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、派遣元は、派遣料金（単価契約の場合にあつては、契約単価に予定数量を乗じて得た額（以下「予定総額」という。）の10分の1に相当する額を違約金として派遣先の指定する期間内に支払わなければならない。
- (1) 第22条又は第23条の規定により本契約が解除されたとき。
 - (2) 派遣元がその債務の履行を拒否し、又は派遣元の責めに帰すべき事由によって派遣元の債務について履行不能となったとき。
- 3 次の各号に掲げる者が本契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
- (1) 派遣元について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
 - (2) 派遣元について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
 - (3) 派遣元について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第

225号)の規定により選任された再生債務者等

4 第1項各号又は第2項各号に定める場合(前項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。)が本契約及び取引上の社会通念に照らして派遣元の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。

5 第2項の規定は、派遣先に生じた現実の損害額が同項の違約金の額を超える場合において、その超過分につき、派遣先の派遣元に対する損害賠償の請求を妨げるものではない。

(派遣元の解除権)

第26条 派遣元は、派遣先が本契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、本契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行が本契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(派遣元の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第27条 前条に定める場合が派遣元の責めに帰すべき事由によるものであるときは、派遣元は、前条の規定による契約の解除をすることができない。

(派遣元の損害賠償請求等)

第28条 派遣元は、派遣先が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合が本契約及び取引上の社会通念に照らして派遣先の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

(1) 第26条の規定によりこの契約が解除されたとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 派遣先の責めに帰すべき事由により、第5条第10項の規定による派遣料金の支払が遅れた場合においては、派遣元は未受領金額につき、遅延日数に応じ、当該契約締結の日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項に規定する財務大臣が決定する率(以下「支払遅延防止法の率」という。)で計算した額の遅延利息の支払を派遣先に請求することができる。

(協議による契約解除)

第29条 派遣先は、必要があると認めるときは、派遣元の承諾を得て、本契約を解除することができる。この場合において、派遣元が損害を受けたときは、これを賠償しなければならない。

(不正な行為等に係る賠償額の予約)

第30条 派遣元は、本契約に関して次の各号のいずれかに該当するときは、契約の解除の有無にかかわらず、かつ、派遣先が損害の発生及び損害額を立証することを要することなく、派遣元は、派遣料金(単価契約にあつては予定総額)の10分の2に相当する額に、当該派遣料金の直近の支払が完了した日から支払遅延防止法の率で計算した額の利息を加算した額を損害賠償金として派遣先に支払わなければならない。本契約が履行された後についても、また同様とする。

(1) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独禁法」という。)第3条、第6条、第8条又は第19条の規定に違反するとして、独禁法第7条、第8

条の2又は第20条の規定による排除措置命令（独禁法第2条第9項第3号に該当する行為及び不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項に規定する不当廉売に係るものを除く。）を受けた場合であって、独禁法第8章第2節に規定する手続を経て当該排除措置命令が確定したとき。

（2）独禁法第3条、第6条、第8条又は第19条の規定に違反するとして、独禁法第7条の2第1項（独禁法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）、第7条の9第1項若しくは第2項、第20条の2、第20条の3、第20条の5又は第20条の6の規定により課徴金の納付命令を受けた場合であって、独禁法第8章第2節に規定する手続を経て当該課徴金納付命令が確定したとき。

（3）前2号に掲げる場合のほか、独禁法第7条の2第1項（独禁法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により課徴金を納付すべき場合であって、納付命令を受けなかったとき。

（4）派遣元が、独禁法第77条に規定する抗告訴訟を提起し、当該訴訟について請求の棄却又は訴えの却下の判決が確定したとき。

（5）派遣元又はその役員、使用人その他これらに類する者が、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独禁法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定に該当し、刑が確定（執行猶予の場合を含む。）をしたとき。

（6）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項第2号に該当すると派遣先が認めるとき。

2 前項（第5号及び第6号を除く。）の規定は、独禁法第2条の2第12項に規定する事前通知の対象となる行為であって派遣先が特に認めるものについては、これを適用しないものとする。

3 第1項の規定は、派遣先に生じた現実の損害額が同項の損害賠償金の額を超える場合において、その超過分につき、派遣先の派遣元に対する損害賠償の請求を妨げるものではない。

（不完全履行による減額、損害賠償）

第31条 派遣先は、派遣元が業務の一部を履行しないとき又は業務の履行が不完全であるときは、派遣料金から、その不履行又は不完全部分に相当する金額の減額を請求することができる。この場合において、派遣先が損害を受けたときは、派遣元に対してその賠償を請求することができる。

（履行遅滞の場合における履行期間の延長等）

第32条 第25条第1項第1号の場合において、履行期間経過後相当の期間内に完了する見込みのあるときは、派遣先は派遣元から第25条第1項に基づく損害金を徴収して履行期間を延長することができる。

2 前項の損害金は、派遣金額（業務の一部について既に履行しており、第5条第10項の規定により契約金額の一部の支払が行われている場合にあつては、契約金額から当該金額を控除した額とする。ただし、単価契約の場合にあつては履行完了の総額とし、業務の一部について既に履行しており、第5条第10項の規定により派遣料金の支払が行われている場合にあつては、当該金額を控除した額とする。）につき、遅延日数に応じ、当該契約締結の日における支払遅延防止法の率で計算した額とする。

（危険負担等）

第33条 業務が完了する前において、天災等で派遣先と派遣元のいずれの責めにも帰することができないものにより当該業務が履行不能となった場合その他損害が発生した場合においては、派遣元がこれを負担するものとする。

(変更の届出)

第34条 派遣元について、名称、所在地、代表者、受任者及び使用印鑑のいずれかの変更があったときは、速やかに派遣先に届け出なければならない。

(紛争の解決)

第35条 本契約に関し紛争が生じた場合は、派遣先と派遣元との協議により解決を図るものとする。

2 前項の規定にかかわらず、派遣先及び派遣元は、協議の上調停人を選任し、当該調停人のあっせん又は調停により、その紛争の解決を図ることができる。この場合において、紛争の処理に要する費用については、派遣先と派遣元とが協議して特別の定めをしたものを除き、調停人の選任に係るものは派遣先と派遣元とで折半し、その他のものは派遣先と派遣元とでそれぞれが負担する。

3 前2項の規定にかかわらず、派遣先又は派遣元は、必要があると認めるときは、前2項に規定する紛争解決の手續前又は手續中であっても、その紛争について民事訴訟法（平成8年法律第109号）に基づく訴えの提起又は民事調停法（昭和26年法律第222号）に基づく調停の申立てを行うことができる。

(契約保証金)

第36条 派遣元は、本契約の締結と同時に、現金又は国債、地方債その他の有価証券で派遣先が確実と認めるものにより、契約保証金を納付しなければならない。ただし、派遣先がその必要がないと認めたときは、派遣元は契約保証金の納付を免除される。

2 前項の規定により契約保証金を納付した場合、当該契約保証金は、本契約に基づく派遣元の債務が完了したときに返還する。

3 契約保証金には利子を付さない。

(違約金等への充当)

第37条 第25条第2項の場合において、前条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、派遣先は、当該契約保証金又は担保をもって第25条第2項に規定する違約金に充当することができる。本契約に基づき、派遣先が派遣元に対して賠償金又は損害金の請求権を有するときも、また同様とする。

(相 殺)

第38条 派遣先は、派遣元に対する金銭債権を有している場合において、派遣元が第22条各号、第23条各号又は第25条第2項第2号のいずれかに該当したときは、当該金銭債権と第5条第1項の派遣料金を相殺することができる。

(賠償金等の徴収)

第39条 派遣元が本契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を派遣先の指定する期間内に支払わないときは、派遣先は、その支払わない額に派遣先の指定する期間を経過した日から支払の日までの日数に応じ、当該契約締結の日における支払遅延防止法の率で計算した利息を付した額と、派遣先の支払うべき派遣料金（単価契約の場合にあっては履行実績総額）とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

2 前項の追徴をする場合には、派遣先は、派遣元から遅延日数につき、当該契約締結の日における支払遅延防止法の率で計算した額の延滞金を徴収する。

(個人情報の保護)

第40条派遣元及び派遣労働者は、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いについては、公益財団法人堺市産業振興センター個人情報保護規程及び個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）と併せ、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(管轄の合意)

第41条 本契約に関する争訟の提起、申立て等は、派遣先の所在地を管轄する裁判所に行うものとする。

(協 議)

第42条 本契約に定めなき事項並びに本契約の事項に疑義を生じた場合は、必要に応じて派遣先と派遣元とで協議して定めるものとする。